

令和 7 年 6 月 1 0 日

第 3 回 廿 日 市 市 議 会 議 案
(第 2 回 定 例 会)

廿 日 市 市

第3回廿日市市議会議案目次

報告第5号	令和6年度廿日市市一般会計繰越明許費繰越計算書	……………	1
報告第6号	令和6年度廿日市市下水道事業会計予算繰越計算書	……………	7
議案第40号	特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	……………	1 1
議案第41号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	……………	1 5
議案第42号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	……………	2 1
議案第43号	廿日市市税条例の一部を改正する条例	……………	2 7
議案第44号	廿日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	……………	3 5
議案第45号	廿日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	……………	4 1
議案第46号	子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例	……………	5 1
議案第47号	廿日市市議会議員及び廿日市市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び廿日市市議会議員及び廿日市市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例	……………	5 5
議案第49号	工事請負契約の締結について	……………	5 9
議案第50号	工事請負契約の締結について	……………	6 1
議案第51号	工事委託契約の締結について	……………	6 3
議案第52号	工事委託契約の締結について	……………	6 5

議案第 5 3 号	財産の取得について	……………	6 7
議案第 5 4 号	財産の取得について	……………	6 9
議案第 5 5 号	財産の取得について	……………	7 1
議案第 5 6 号	廿日市市固定資産評価審査委員会委員の選任の 同意について	……………	7 3
議案第 5 7 号	廿日市市教育委員会委員の任命の同意について	……………	7 5

報告第5号

令和6年度廿日市市一般会計繰越明許費繰越計算書

令和6年度廿日市市一般会計の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したから、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和7年6月10日提出

廿日市市長 松本太郎

令和6年度廿日市市一般会計

款	項	事業名	金額
② 総務費	1 総務管理費	新機能都市開発推進事業 委託料	円 10,000,000
		未来物流産業団地造成事業 用地購入費、補償金	275,000,000
		地域公共交通等支援事業 補助金	17,784,000
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳一般事業 給料、職員手当、共済費、委託料、 事務費	45,015,000
③ 民生費	1 社会福祉費	職員給与費 職員手当	1,000,000
		物価高騰対応重点支援給付金給付事業 委託料、交付金、事務費	225,400,000
⑤ 農林水産業費	2 林業費	林道整備事業 工事請負費	57,491,000
⑦ 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持管理事業 工事請負費	17,250,000
		橋りょう維持管理事業 委託料、工事請負費	36,315,000
		道路整備事業 工事請負費、用地購入費、補償費	419,639,000
	3 河川費	海岸保全施設整備負担金 負担金	15,400,000
	4 都市計画費	開発指導一般事業 委託料	24,900,000

繰越明許費繰越計算書

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
円	円	円	円
9,988,000			9,988,000
275,000,000		3,050,000	271,950,000
17,784,000		17,784,000	
45,015,000		45,015,000	
969,000			969,000
42,045,000		2,504,000	39,541,000
57,491,000		57,434,000	57,000
17,250,000		17,160,000	90,000
36,263,000		34,711,000	1,552,000
384,960,000		344,711,000	40,249,000
11,580,000		11,200,000	380,000
24,896,000		8,258,000	16,638,000

款	項	事業名	金額
⑦土木費	4 都市計画費	宮島口地区整備事業 委託料、負担金	円 126,554,000
		シビックコア地区整備事業 委託料	38,170,000
		街路畑口寺田線5工区整備事業 用地購入費、補償費	94,021,000
		街路佐方線整備事業 負担金	1,960,000
		街路筏津郷線2工区整備事業 委託料	2,674,000
		公園整備事業 工事請負費	270,158,000
		公園維持管理事業 工事請負費	18,274,000
	6 砂防費	急傾斜地崩壊対策事業 委託料	11,000,000
		急傾斜地崩壊対策県負担金 負担金	4,545,000
⑨教育費	2 小学校費	小学校リニューアル事業 工事請負費	598,348,000

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
円	円	円	円
118,602,000		86,880,000	31,722,000
38,170,000		6,160,000	32,010,000
90,022,000		85,808,000	4,214,000
1,960,000		1,700,000	260,000
2,674,000		2,537,000	137,000
195,779,000		195,700,000	79,000
18,274,000		18,200,000	74,000
6,000,000		6,000,000	
4,227,000		3,800,000	427,000
598,348,000		365,298,000	233,050,000

報告第6号

令和6年度廿日市市下水道事業会計予算繰越計算書

令和6年度廿日市市下水道事業会計予算を別紙繰越計算書のとおり翌年度に繰り越したから、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和7年6月10日提出

廿日市市長 松本太郎

令和 6 年度 廿日市市 下水道

地方公営企業法第 26 条第 1 項

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
①資本的支出	1 建設改良費	管渠建設事業	円 1,363,878,000	円 1,077,656,785	円 245,857,000
		ポンプ場建設事業	440,910,000	709,500	440,200,000
		処理場建設事業	1,582,877,000	19,580,000	1,551,356,000

事業会計予算繰越計算書

の規定による建設改良費の繰越額

左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
建設企業債	国庫補助金	損益勘定留保資金等			
円 194,100,000	円 51,699,000	円 58,000	円 40,364,215	円	<p>工事請負費 北部幹線築造工事外 5 件</p> <p>委託料 桜尾本町地区外公共下水道実施設計業務委託</p> <p>負担金 郷地区水道負担金</p> <p>関係機関協議や地元との調整及び土質変化に伴う工法変更等に期間を要したため</p>
229,260,000	210,939,000	1,000	500		<p>委託料 廿日市市公共下水道根幹的施設（扇ポンプ場） 建設工事委託外 3 件</p> <p>入札不調や関連業務の追加及び雨水の止水対策等に期間を要したため</p>
785,740,000	765,605,000	11,000	11,941,000		<p>委託料 廿日市市公共下水道根幹的施設（大野浄化センターその 3）建設工事委託外 3 件</p> <p>土質変化に伴う工法変更等に期間を要したため</p>

議案第40号

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和7年6月10日

廿日市市長 松本 太郎

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和63年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1中	を	「	1回につき 12,800円	」	に改める。
		1回につき 11,300円	1回につき 14,500円		
		1回につき 10,800円	1回につき 12,800円		
		1回につき 10,900円 ただし、交替する 場合にあつては、 当該額の範囲内で 市長が定める額	1回につき 12,400円 ただし、交替する 場合にあつては、 当該額の範囲内で 市長が定める額		
		1回につき 9,600円 ただし、交替する 場合にあつては、 当該額の範囲内で 市長が定める額	1回につき 10,900円 ただし、交替する 場合にあつては、 当該額の範囲内で 市長が定める額		
		1回につき 8,900円	1回につき 10,100円		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部が改正されたことに伴い、投票所の投票管理者等の報酬の額を引き上げるため、この条例案を提出するものである。

議案第41号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和7年6月10日

廿日市市長 松本 太郎

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第16条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「（次条において「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第17条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて）」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第4項及び第5項を削る。

第21条を第26条とし、第20条を第25条とし、第19条を第24条とする。

第18条中「第12条の規定は、部分休業について準用する」を「育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする」に改め、同条を第23条とする。

第17条の次に次の5条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第18条 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる

場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき
当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数
(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第19条 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第20条 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第21条 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると市長が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第22条 職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、

給与条例第25条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 会計年度任用職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第18号。以下この項において「会計年度任用職員給与等条例」という。）第27条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与の額を減額して支給する。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 会計年度任用職員給与等条例第24条各号に規定する勤務1時間当たりの報酬額

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員 会計年度任用職員給与等条例第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第20条の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立支援を目的に、部分休業制度が拡充されることに伴い、必要な規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第42号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和7年6月10日

廿日市市長 松本 太郎

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第15条の3第1項」を「第19条の3第1項」に改める。

第15条の3及び第15条の4を削る。

第19条の次に次の3条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第19条の2 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第9号）第24条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 職員の育児休業等に関する条例第24条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等)

第19条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第19条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第19条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

(提案理由)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正され、仕事と生活の両立支援が拡充されたことに伴い、職員が子の年齢に応じた柔軟な働き方を選択できるよう必要な規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第43号

廿日市市税条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和7年6月10日

廿日市市長 松本 太郎

廿日市市税条例の一部を改正する条例

廿日市市税条例（昭和31年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第18条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)

を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもつて紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡

し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日

(2) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の廿日市市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従

前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の廿日市市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第1

6条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、廿日市市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 廿日市市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ(新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。)の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

(提案理由)

地方税法の一部が改正されたことに伴い、市民税、市たばこ税等に関する規定を改正するため、この条例案を提出するものである。

議案第44号

廿日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和7年6月10日

廿日市市長 松本 太郎

廿日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

廿日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）」を「第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）」に改める。
第6章 雑則（第49条）」

第6条第1項本文中「第3号」を「以下この条」に改め、同項第1号中「支援を行う」を「支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第6項第1号」を加え、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第6条第3項第1号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないように

するための措置が講じられていること。

- (2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

- (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第48条の次に次の章名及び1条を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録)

- 第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの

については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附則第3条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、家庭的保育事業者等による保育内容支援、代替保育の提供に係る保育所等の連携施設の確保の基準を緩和するなどの改正を行うとともに、その他所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第45号

廿日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和7年6月10日

廿日市市長 松本 太郎

廿日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

廿日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第24号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）」を「第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）」を
第4章 雑則（第53条）
第52条）
に改める。
」

第5条第2項から第6項までを削る。

第23条の見出し中「掲示」を「掲示等」に改め、同条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第35条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第3項中「第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定子ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」を加える。

第37条第1項中「第27条」を「第28条」に改め、「A型をいう」の次に「。第42条第3項において同じ」を加え、「同条に規定する小規模保育事業B型をいう」を「同条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ」に、「同条に規定する小規模保育事業C型をいう」を「同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう」に改める。

第38条第2項を削る。

第40条第2項中「第73条第1項」を「附則第73条第1項」に改め

る。

第42条第1項中「この項」の次に「から第7項まで」を加え、同項第1号中「支援を行う」を「支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第2号中「いう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同項第3号中「この号」の次に「及び第6項第1号」を加え、同条中第4項を第11項とし、同項の前に次の1項を加える。

10 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条第3項中「事業所内保育事業を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者」に改め、同項を第9項とし、第2項中「あつては」の次に「、第1項本文の規定にかかわらず」を加え、同項を第8項とし、第1項の次に次の6項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。
- 4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。
- (1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。
- ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- (2) 市長が、特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。
- 5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。
- (1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等
- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者
- 6 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。
- (1) 市長が、児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規

定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき

- (2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)

7 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が相当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

- (1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)

- (2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第50条中「同条第2項及び第19条中「特定教育・保育」を「同条第2項中「特定教育・保育を提供したことを証する書類」に、「特定地域型保育」を「特定地域型保育を提供したことを証する書類」に、「同条中「施設型給付費」を「第19条中「施設型給付費」に改める。

第51条第3項中「各号」を「各項」に改める。

第52条の次に次の章名及び1条を加える。

第4章 雑則

(電磁的記録等)

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付

認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供す

る」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ及び第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、同項第1号イ中「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と、同項ただし書中「再び前項」とあるのは「再び次項において準用する前項」と読み替えるものとする。

附則第5条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、特定地域型保育事業者等による保育内容支援、代替保育の提供に係る保育所等の連携施設の確保の基準を緩和するなどの改正を行うとともに、その他所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第46号

子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和7年6月10日

廿日市市長 松本 太郎

子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例

子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成27年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「法第13条第1項」を「法第10条の5若しくは第13条」に改め、「。以下この号において同じ」を削り、「法第13条第1項の」を「これらの」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

子ども・子育て支援法の一部が改正され、妊婦のための支援給付が創設されたことに伴い、当該給付に係る同法に基づく過料に関して必要な事項を定めるなどの改正を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第47号

廿日市市議会議員及び廿日市市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び廿日市市議会議員及び廿日市市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和7年6月10日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市議会議員及び廿日市市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び廿日市市議会議員及び廿日市市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

(廿日市市議会議員及び廿日市市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第1条 廿日市市議会議員及び廿日市市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成5年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

第2条 廿日市市議会議員及び廿日市市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「15万8,125円」を「31万6,250円」に改める。

(廿日市市議会議員及び廿日市市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第3条 廿日市市議会議員及び廿日市市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成19年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第4条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の廿日市市議会議員及び廿日市市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び第3条の規定による改正後の廿日市市議会議員及び廿日市市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、施行日以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の廿日市市議会議員及び廿日市市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の規定は、令和8年1月1日以後その期日を告示される選挙について適用し、令和7年12月31日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

(提案理由)

公職選挙法の一部が改正され、選挙運動用ポスターの規格が選挙種別を問わず統一されることに伴い、選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額を改めるとともに、公職選挙法施行令の一部が改正され、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことを踏まえ、廿日市市議会議員及び廿日市市長の選挙における選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額を引き上げるため、この条例案を提出するものである。

議案第49号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第2条の規定により、次のとおり佐方小学校屋内運動場長寿命化改修工事の請負契約を締結することについて、市議会の議決を求める。

令和7年6月10日提出

廿日市市長 松本太郎

- 1 工事名 佐方小学校屋内運動場長寿命化改修工事
- 2 工事場所 廿日市市佐方10番地1
- 3 請負金額 295,900,000円
- 4 請負者 廿日市市城内三丁目2番6号
株式会社 プランニング三誠廿日市営業所
所長 佐伯佳昌

(提案理由)

佐方小学校屋内運動場長寿命化改修工事の請負契約を締結しようとするものであるが、当該契約は、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第50号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第2条の規定により、次のとおり佐伯総合スポーツ公園多目的広場人工芝整備工事の請負契約を締結することについて、市議会の議決を求める。

令和7年6月10日提出

廿日市市長 松本 太郎

- 1 工事名 佐伯総合スポーツ公園多目的広場人工芝整備工事
- 2 工事場所 廿日市市津田地内
- 3 請負金額 417,876,800円
- 4 請負者 廿日市市永原1172番地の6
E a r t h株式会社
代表取締役 長岡 克己

(提案理由)

佐伯総合スポーツ公園多目的広場人工芝整備工事の請負契約を締結しようとするものであるが、当該契約は、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第 5 1 号

工事委託契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 6 号）第 2 条の規定により、次のとおり鼓ヶ浜横断歩道橋耐震補強工事の委託契約を締結することについて、市議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 1 0 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

- 1 工 事 名 鼓ヶ浜横断歩道橋耐震補強工事
- 2 工事場所 廿日市市宮島口一丁目地内
- 3 委託金額 3 3 7, 5 6 8, 0 0 0 円
- 4 受 託 者 広島市中区東千田町二丁目 9 番 2 9 号
広島電鉄株式会社
代表取締役社長 仮 井 康 裕

(提案理由)

鼓ヶ浜横断歩道橋耐震補強工事の委託契約を締結しようとするものであるが、当該契約は、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第52号

工事委託契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第2条の規定により、次のとおり山陽本線宮島口・前空間市道熊ヶ浦鯛ノ原線道路橋新設等工事の委託契約を締結することについて、市議会の議決を求める。

令和7年6月10日提出

廿日市市長 松本 太郎

- 1 工事名 山陽本線宮島口・前空間市道熊ヶ浦鯛ノ原線道路橋新設等
工事
- 2 工事場所 廿日市市大野字熊ヶ浦及び早時地内
- 3 委託金額 2,953,683,000円
- 4 受託者 広島市東区上大須賀町15番20号
西日本旅客鉄道株式会社
執行役員中国統括本部長 佐伯 祥一

(提案理由)

山陽本線宮島口・前空間市道熊ヶ浦鯛ノ原線道路橋新設等工事の委託契約を締結しようとするものであるが、当該契約は、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第53号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、市議会の議決を求める。

令和7年6月10日提出

廿日市市長 松本 太郎

1 財産の表示

品名 小型動力ポンプ付積載車

数量 2台

2 取得価格 27,456,000円

3 相手方 広島市中区舟入南三丁目13番3号

株式会社 三葉ポンプ

代表取締役 筒井 敏之

(提案理由)

消防団廿日市分団及び大野分団に配備する車両を取得しようとするものであるが、買い入れようとする車両の予定価格が2,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第54号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、市議会の議決を求める。

令和7年6月10日提出

廿日市市長 松本 太郎

1 財産の表示

品名 高規格救急自動車

数量 2台

2 取得価格 44,583,000円

3 相手方 廿日市市桜尾本町14番4号

株式会社 タケウチ自動車

代表取締役 竹内 利雄

(提案理由)

佐伯消防署及び宮島消防署に配備する車両を取得しようとするものであるが、買い入れようとする車両の予定価格が2,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第55号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、市議会の議決を求める。

令和7年6月10日提出

廿日市市長 松本 太郎

1 財産の表示

品名 高度救命処置用資機材

数量 2組

2 取得価格 36,300,000円

3 相手方 広島市中区上幟町11番3号

日本船舶薬品株式会社広島営業所

所長 黒川 順司

(提案理由)

佐伯消防署及び宮島消防署に配備する高規格救急自動車に積載する高度救命処置用資機材を取得しようとするものであるが、買い入れようとする高度救命処置用資機材の予定価格が2,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第56号

廿日市市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、次の者を廿日市市固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、市議会の同意を求める。

令和7年6月10日提出

廿日市市長 松本 太郎

氏名 木曾 忠明

氏名 川 畠 満

(提案理由)

廿日市市固定資産評価審査委員会の委員木曾忠明及び河原直己の任期が、令和7年7月2日をもって満了するので、その後任委員の選任について、市議会の同意を求めるものである。

議案第 57 号

廿日市市教育委員会委員の任命の同意について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）
第 4 条第 2 項の規定により、次の者を廿日市市教育委員会の委員に任命す
ることについて、市議会の同意を求める。

令和 7 年 6 月 10 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

氏 名 北 川 千 幸

(提案理由)

廿日市市教育委員会の委員岡本美紀子の任期が、令和7年6月25日をもって満了するので、その後任委員の任命について、市議会の同意を求めるものである。